

平成 21 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社オープンループ
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 滋
コード番号 4831 大阪証券取引所
(ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」)
問 合 せ 先 経営企画部広報・IR担当 細谷 寛
TEL (03) 5368-3894

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得について、平成 21 年 8 月 11 日開催予定の臨時株主総会および普通株式の株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社株式は現在、浮動株時価総額基準により監理銘柄に指定されております。

記

I. 臨時株主総会における定款変更

1. 第 1 号議案 種類株式発行に係る定款一部変更（二以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設ける定款変更）の件

(1) 変更の理由

(a) 平成 21 年 4 月 8 日から同年 5 月 28 日まで実施された株式会社エスケイ・キャピタル（以下「SKC 社」といいます。）の当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、その成立要件を充足したことにより成立し、SKC 社は、平成 21 年 6 月 3 日をもって本公開買付けの決済を完了し、株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義された意味と同義で用います。以下、同様です。）にして 71.97% の当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義された意味と同義で用います。以下、同様です。）を所有するに至り、当社の親会社である筆頭株主となっております。

SKC 社は、当社の機動的経営を実現すべく、当社の自己株式を除く全ての発行済株式を取得し、当社を完全子会社化することを計画していることを本公開買付けに係る公開買付け届出書等において公表しておりましたが、平成 21 年 6 月 3 日付要請書をもって、当社の完全子会社化を目的とした重要提案行為として、当社に対し、臨時株主総会および普通株式の株主による種類株主総会の招集を要請してきました。

これを受けて、当社は、本公開買付けにおいて SKC 社が示した当社の機動的経営の実現等のための完全子会社化の方針をご了解のうえで応募した株主様が株券等所有割合にして相当数に上り、その結果、SKC 社が所有する当社の株券等が株券等所有割合にして 71.97% に上ったこと、ならびに上記要請が、その株券等所有割合にして 71.97% の当社の株券等を所有する親会社である SKC 社からなされたものであることを厳粛に受け止め、上記要請の内容を慎重に検討いたしました。

その検討の過程におきましては、上記の事情に加え、当社を取り巻く経営環境その他諸々の事情を総合的に考慮いたしました。少数株主保護の観点から、特に次の事情に配慮いたしました。すなわち、当社を取り巻く極めて厳しい経営環境下において、新たな事業領域を拡大するための取り組み、多様化する市場や顧客ニーズに対応するための

営業体制の構築、ならびに継続的なコスト削減といった SKC 社が企図している大胆かつ抜本的な方針転換に基づいて当社が様々な経営施策を機動的に繰り出していくにあたり、それらが短期的に著しく当社の業績を悪化させることも想定され、それにより当社の少数株主の皆様が不測の不利益を被る可能性も否定できません。そこで、そうしたあり得べき不利益を意図せずして当社の少数株主の皆様が被る不測の事態が生じることを回避する必要があります。また、当社は、(i) 当社株式が、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）へラクレス市場の平成 21 年 1 月 19 日の株式市場終了をもって、浮動株時価総額が 30 営業日連続して基準額未満となり、大阪証券取引所の「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」に該当したため、平成 21 年 1 月 20 日から監理銘柄に指定され、その後 6 ヶ月間の間に、5 営業日連続して浮動株時価総額が基準額以上とならないことがほぼ確実となり、整理銘柄に指定されることが現実味を帯び、当社株式の上場維持が事実上見込めない状況にあること、従って、(ii) 当社が SKC 社の完全子会社化手続を推進することに伴って当社株式の全部取得を行うことが、事実上、少数株主へ投下資本の回収の機会を与える最後の手段であることといった事情に特に配慮いたしました。

当社は、従来より、株主意思および株主利益を最大限尊重した経営を実現することを経営方針としておりましたが、以上の諸事情を配慮し、とりわけ、現在、上場廃止が見込まれる状況下にあることからすれば、少数株主に対して事実上最後の投下資本回収の機会を確保することこそが全ての株主のための経営であるのであって、当社経営陣の果たすべき使命であると判断いたしました。

以上の次第で、当社は、当社株式の上場維持が見込めない状況下において全ての株主の皆様が投下資本を回収する機会を確保しつつ、SKC 社の完全子会社となり、もって、新たな事業領域を拡大するための取り組み、多様化する市場や顧客ニーズに対応するための営業体制の構築、ならびに継続的なコスト削減等の抜本的な経営改革を迅速に実施していくことが当社にとっての最良の選択であるとの結論に至り、SKC 社から送付された平成 21 年 7 月 6 日付提案書（以下、「本提案書」といいます。）により提案された議案に基づき、以下の方法により当社は SKC 社の完全子会社となることといたしました（以下、次の①から③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 前記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 0.00002054 株を交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条ならびに前記①および②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 0.00002054 株を交付いたします。

(b) 本議案は、本提案書によりなされた提案議案に基づくもので、本定款一部変更等のうち、第一段階の手続（前記①参照）を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、当

該手続は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である第二段階の手続（前記②参照）を行う前提として、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更するため、種類株式を発行する旨の定めを新設するとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は 350,000 株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、35,000 株とし、このうち普通株式の発行可能株式種類株式総数は 349,900 株、第 5 条の 2 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は 100 株とする。</p> <p>(A 種種類株式) 第 5 条の 2 当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(種類株主総会) 第 17 条の 2 第 13 条、第 14 条および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>(新 設)</p>	

2. 第 2 号議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（既発行の種類株式である普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款の定めを設ける定款変更）の件

(1) 変更の理由

第 1 号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社は、当社株式の上場維持が見込めない状況下において全ての株主の皆様にご投資資本を回収する機会を確保しつつ、SKC 社の完全子会社となり、もって、新たな事業領域を拡大するための取り組み、多様化する市場や顧客ニーズに対応するための営業体制の構築、ならびに継続的なコスト削減等の抜本的な経営改革を迅速に実施していくことが当社にとっての最良の選択であるとの結論に至り、本定款一部変更等を行なうことといたしました。

本議案は、本提案書によりなされた提案議案に基づくもので、本定款一部変更等のうち、第二段階の手続（前記②参照）として、第 1 号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。具体的には、第 1 号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第 5 条の 3 を新設するものであります。本議案が承認可決され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。なお、当社普通株式に、全部取得条項を付すにあたり、当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式を 0.00002054 株の割合をもって交付する旨の定めも新設しております。かかる割合については、会社法第 171 条ならびに第 1 号議案および本議案による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、SKC 社以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社 A 種類株式は、1 株未満の端数となるように定められています。その詳細につきましては、第 3 号議案「(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容」中の「(a) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。また、株主様に対する A 種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数の処理につきましては、第 3 号議案「(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」における記載をご参照下さい。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第 1 号議案に係る定款変更の効力が生ずること、ならびに普通株式の株主による種類株主総会において本議案と同内容の変更案に係る議案が承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものであります。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 21 年 9 月 3 日といたします。

（下線部分は変更箇所）

第 1 号議案による変更後の定款	変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 5 条の 3 当会社が発行する普通株式は、当</u> <u>会社が株主総会の決議によってその</u> <u>全部を取得できるものとする。当社</u> <u>が普通株式の全部を取得する場</u> <u>合には、普通株式の取得と引換えに、普通</u> <u>株式 1 株につき A 種類株式を</u> <u>0.00002054 株の割合をもって交付す</u> <u>る。</u>

3. 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案でご説明申し上げておりますとおり、当社は、当社株式の上場維持が見込めない状況下において全ての株主の皆様へ投下資本を回収する機会を確保しつつ、SKC社の完全子会社となり、もって、新たな事業領域を拡大するための取り組み、多様化する市場や顧客ニーズに対応するための営業体制の構築、ならびに継続的なコスト削減等の抜本的な経営改革を迅速に実施していくことが当社にとっての最良の選択であるとの結論に至り、本定款一部変更等を行なうことといたしました。

本議案は、本提案書によりなされた提案議案に基づくもので、本定款一部変更等のうち、第三段階の手続（前記③参照）として、会社法第171条ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主様からその有する全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、株主様に対し、取得対価として、第1号議案に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付する手続を実施するものであります。

本議案が承認可決された場合、第2号議案に係る変更後の当社定款の規定および本議案による株主総会決議に基づき、当社が株主様からその有する全部取得条項付普通株式を取得することと引換えに割り当てられる取得対価は、第1号議案により設けられたA種種類株式とされ、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.00002054株となります。この結果、SKC社以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となります。

このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に対しては、会社法第234条の規定に従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式は、会社法第234条の定めに従って売却され、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社A種種類株式をSKC社に対して売却すること、または、会社法第234条第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、各株主様は保有する当社普通株式数に4,000円（本公開買付けにおける普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営またはこれらの見込み等、または裁判所の判断等によっては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。また、計算上の端数調整が必要な場合などにおいても、実際に株主様に交付される金銭の額が、上記金額と異なることがあり得ます。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(a) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(b)に定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最

終の当社株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様の有する全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、これと引換えに、変更後の定款第5条の3の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.00002054株の割合をもって交付します。

(b) 取得日

平成21年9月3日といたします。

(c) その他

本議案に定める全部取得条項付普通株式の取得は、第1号議案および第2号議案に係る定款変更の効力が生ずることを条件として効力が生ずるものといたします。その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

II. 普通株式の株主による種類株主総会における定款変更

全部取得条項の付加に係る定款一部変更（既発行の種類株式である普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款の定めを設ける定款変更）

1. 変更の理由

本種類株主総会と同日に開催される臨時株主総会（以下「臨時株主総会」といいます。）の第1号議案「(1) 変更の理由」においてご説明申しあげておきますとおり、当社は、臨時株主総会の第1号議案に記載の本定款一部変更等により、SKC社の完全子会社となることといたしました。

本議案は、SKC社から送付された平成21年7月6日付提案書により提案された議案に基づくもので、臨時株主総会の第1号議案による変更後の定款の一部を、臨時株主総会の第2号議案によって変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するにあたり、かかる定款変更の効力を発生させるため、普通株式の株主による種類株主総会の会社法第111条第2項第1号に基づく決議を行うものであります。

本種類株主総会において、本議案が承認可決され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、下記「2. 変更の内容」中の全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、臨時株主総会の第3号議案「(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容」中の「(a) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。また、株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数の処理につきましては、臨時株主総会の第3号議案「(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」における記載をご参照下さい。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。臨時株主総会の第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、臨時株主総会の第1号議案および第2号議案について原案どおり承認可決されることを条件といたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年9月3日といたします。

(下線部分は変更箇所)

臨時株主総会第1号議案による 変更後の定款 (新 設)	変更案
	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当</u> <u>会社が株主総会の決議によってその</u> <u>全部を取得できるものとする。当社</u> <u>が普通株式の全部を取得する場合</u> <u>には、普通株式の取得と引換えに、普</u> <u>通株式1株につきA種種類株式を</u> <u>0.00002054株の割合をもって交付</u> <u>する。</u>

Ⅲ. 上場廃止の見込み

当社株式は、大阪証券取引所ヘラクレス市場の平成21年1月19日の株式市場終了をもって、浮動株時価総額が30営業日連続して基準額未満になり、大阪証券取引所の「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」に該当したため、平成21年1月20日から監理銘柄に指定されておりますが、同日から6ヶ月間の間、5営業日連続して浮動株時価総額が基準額以上とならなければ整理銘柄に指定され、上場廃止となる見込みであります。

Ⅳ. 今後の日程 (予定)

- 平成21年8月11日 (火) 臨時株主総会および普通株式の株主による種類株主総会
- 平成21年9月2日 (水) 全部取得条項付普通株式の取得および当社A種種類株式の交付に係る基準日
- 平成21年9月3日 (木) 全部取得条項付普通株式の取得および当社A種種類株式の交付の効力発生日

以上